ノート型パソコン貸与規程

（令和４年７月５日施行）

大阪河﨑リハビリテーション大学

大阪河﨑リハビリテーション大学ノート型パソコン貸与規程

令和２年７月７日
大学規程第２号

（趣旨）
第１条　この規程は，大阪河﨑リハビリテーション大学（以下「本学」という。）の学生に対するノート型パソコンの貸与に関し，学校法人河﨑学園校舎・物品管理規程（以下「管理規程」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（目的）
第２条　ノート型パソコンは，本学が行うICT機器を用いた遠隔授業の実施や課題の作成等において，学生の学修環境の改善に資することを目的として貸与する。

（対象者）
第３条　ノート型パソコンの貸与対象者は，遠隔授業や課題の作成等に必要なICT機器を有していない者とする。

（貸与期間）
第４条　ノート型パソコンの貸与期間は，１月単位とし，最長12月とする。ただし，年度を超えての貸与はできない。

（機種）
第５条　貸与するノート型パソコンは，次の機種とする。
　機種名　Latitude 3500 (10P64/4/i3/266/1Y/HD)
　型番　NBLA071-006N1
２　貸与の際，前項の機種が更新されている場合は，更新後の機種とする。

（貸与手続）
第６条　ノート型パソコンの貸与を希望する者は，様式第１号により，学長に願い出るものとする。
２　大学が有するノート型パソコンの数を超えて願い出があった場合，貸与希望者の学年，ICT機器の所有状況等及び遠隔授業の実施状況を考量の上，被貸与者を決定し，様式第２号により通知するものとする。

3　被貸与者は，貸与時に利用及び取扱いに関する諸事項の説明を受けなければならない。

（管理責任）

第 7 条　被貸与者はノート型パソコンの利用･保管を適正に行うとともに，破損，紛失，盗難等の防止に十分注意しなければならない。

（遵守事項）

第 8 条　貸与されたノート型パソコンの適正な利用のため，不正アクセス行為の禁止等に関する法律，著作権法，個人情報保護法等の関係法令及び本学の諸規則を遵守しなければならない。

2　次の各号に掲げる事項を行わないこと。

(1)　第 2 条の目的以外の利用

(2)　他者への転貸，売却あるいは譲渡

(3)　不当なハードウェア・ソフトウェアの設定変更

（障害・事故）

第 9 条　被貸与者は，次に掲げる場合には，直ちに事務局学務係に報告しなければならない。

(1)　ノート型パソコンを破損，紛失したとき，又は盗難の被害に遭ったとき

(2)　ノート型パソコンが正常に作動しなくなったとき

(3)　データの改ざん・抹消，不正使用，無権限者のアクセス，ウィルスの侵入等，又はそれらのおそれのある事実を発見したとき

2　前項第 1 号の報告に当たっては，管理規程様式第 6 号を用いるものとする。

（利用の停止）

第 10 条　本学の諸規則に違反した者及び第 8 条の禁止行為を行った者には，ノート型パソコンの貸与を停止する。

（返却）

第 11 条　次の各号の何れかに該当することとなった場合には，被貸与者はノート型パソコンを貸与時の状態に戻した上で，速やかに返却しなければならない。

(1)　貸与期間が終了した場合

(2)　貸与期間において休学又は在学しなくなった場合
(3)　第 10 条に該当する場合
(4)　事務局学務係が返却の必要があると認めた場合
(5)　貸与期間において,パソコンを購入した場合

2　故意による毀損，紛失･盗難等の事故あるいはその他の理由でノート型パソコンの全部または一部を返却できない場合には，管理規程第 9 条の規定に従い，当該損害額を賠償しなければならない。

（自己責任）

第 12 条　ノート型パソコンの利用は自己責任を原則とし，ノート型パソコンの利用によって生じた費用及び損害は被貸与者個人が負わなければならない。

（事務）

第 13 条　貸出に関する事務は，事務局学務係が行う。

（その他）

第 14 条　ノート型パソコン貸与に関して，この規程に定められていない事項が発生した場合には，被貸与者および事務局学務係が話し合いの上，対処するものとする。

（規程の改廃）

第 15 条　この規程の改廃は，学修支援委員会の議を経て，教授会に諮り，学長が行う。

附　則（令和 2 年 7 月 7 日大学規程第 2 号）

この規程は，令和 2 年 7 月 7 日から施行する。

附　則（令和 2 年 9 月 1 日大学規程第 6 号）

この規程は，令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 4 月 1 日大学規程第 12 号）

この規程は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（令和 4 年 7 月 5 日大学規程第 6 号）

この規程は，令和 4 年 7 月 5 日から施行する。

様式第１号

年　　月　　日

ノート型パソコン貸与願（ 新規・更新 ）

大阪河﨑リハビリテーション大学学長　　殿

大阪河﨑リハビリテーション大学ノート型パソコン貸与規程を遵守することを誓約し，下記のとおりノート型パソコンの貸与を申請します。

なお，破損・紛失等の場合には，当該損害額を賠償いたします。

種　　別	新　規　・　更　新		
専　　攻		学籍番号	
電話番号		氏　　名	㊞
保護者等電話番号		保護者等氏名	㊞
現 住 所	〒		
貸与希望理由			
貸与希望期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日		
購入予定時期	年　　月　　日頃		
貸与機種	機種名 型番		

※「種別」について，該当箇所を〇で囲んでください。

※　返却後に機材に異常が認められた場合，借用者に使用状況をお尋ねすることがあります。

受付　学務係

様式第 2 号

ノート型パソコン貸与許可書（ 新規・更新 ）

下記のとおりノート型パソコンの貸与を許可します。

種　　別	新　規　・　更　新		
専　　攻		学籍番号	
氏　　名			
借用期間	年　　月　　日～　　年　　月　　日		
借用機種	管理番号 機種名 型番		

ノート型パソコン貸与規程（抄）

（遵守事項）

第8条　貸与されたノート型パソコンの適正な利用のため，不正アクセス行為の禁止等に関する法律，著作権法，個人情報保護法等の関係法令及び本学の諸規則を遵守しなければならない。

2　次の各号に掲げる事項を行わないこと。

(1)　第 2 条の目的以外の利用

(2)　他者への転貸，売却あるいは譲渡

(3)　不当なハードウェア・ソフトウェアの設定変更

（障害・事故）

第9条　被貸与者は，次に掲げる場合には，直ちに事務局学務係に報告しなければならない。

(1)　ノート型パソコンを破損，紛失したとき，又は盗難の被害に遭ったとき

(2)　ノート型パソコンが正常に作動しなくなったとき

(3)　データの改ざん・抹消，不正使用，無権限者のアクセス，ウィルスの侵入等，又はそれらのおそれのある事実を発見したとき

（利用の停止）

第 10 条　本学の諸規則に違反した者及び第 8 条の禁止行為を行った者には，ノート型パソコンの貸与を停止する。

（返却）

第 11 条　次の各号の何れかに該当することとなった場合には，被貸与者はノート型パソコンを速やかに返却しなければならない。

(1)　貸与期間が終了した場合

(2)　貸与期間において休学又は在学しなくなった場合

(3)　第 10 条に該当する場合

(4)　事務局学務係が返却の必要があると認めた場合

(5)　貸与期間において，パソコンを購入した場合

2　故意による毀損，紛失･盗難等の事故あるいはその他の理由でノート型パソコンの全部または一部を返却できない場合には，管理規程第 9 条の規定に従い，当該損害額を賠償しなければならない。